

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時	平成27年5月1日(金) 午後1時30分～4時10分
■場 所	小田急仙台ビル6階 会議室4
■出席委員	持田委員、永幡委員、風間委員、西條委員、廣田委員、松木委員、森田委員、山口委員、山崎委員、山田委員、横山委員
■欠席委員	遠藤委員、小森委員、松八重委員、丸尾委員
■事務局	小山環境局長、佐藤環境局次長兼環境部長、菊地環境対策課長、田中環境共生課長、杉山企画調整係長（代理）、環境調整係
■審議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 泉パークタウン第6住区開発計画環境影響評価方法書について（諮問第47号）</li> <li>・仙台貨物ターミナル駅移転計画環境影響評価方法書について（諮問第48号）</li> </ul>
■事業者1	(仮称) 泉パークタウン第6住区開発計画 事業者
■事業者2	仙台貨物ターミナル駅移転計画 事業者
発言者	発言内容
事務局	<p>【次第1 開会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局紹介</li> <li>・局長挨拶</li> <li>・審査会成立報告</li> </ul>
事務局	<p>【次第2 資料確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料確認</li> </ul>
持田会長	<p>【次第3 審議】</p> <p>《公開・非公開の確認》</p> <p>原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息生育場所に関する事項があれば非公開とする。</p> <p>→（各委員了承）</p> <p>議事録署名 山口委員に依頼</p> <p>→（山口委員了承）</p> <p>それでは審議に入る。</p>
(審議1)	
持田会長	<p>審議事項1は「(仮称) 泉パークタウン第6住区開発計画環境影響評価方法書について」である。前回の審査会以降の指摘事項等に対する事業者の対応方針等を示していただき、さらに答申案について議論いただきたい。</p> <p>前回以降の指摘事項等についての説明を事業者にお願いする。</p> <p>(資料1-1について説明)</p> <p>事業者の説明に対し、委員からご質問、ご意見はないか。</p> <p>資料1-1の13ページの「自然景観と触れ合いの場」に関し、対応方針</p>
事業者1	
持田会長	
永幡委員	

	として「寺岡地区の住民から眺望地点の追加要望があった際には検討します」とあるが、既に住民説明会は終了しているのではないか。
事業者1	準備書段階における説明会で要望が出た場合には検討するという意味である。
永幡委員	準備書段階の検討もあり得るという意味であるならば、それで結構だ。
持田会長	この部分に関し自分も疑問に思ったところがある。「住宅のほとんどの主開口部は南を向いており、主開口部からの眺望の変化という観点では」という対応方針は、家の中からの眺望がよければ、他からの眺望変化は関係ないというロジックになる。例えば、東西方向の道路を歩いていれば、目の前の山が造成によって消失するわけだが、家の中から見た景色さえ変わらなければいいということか。
事業者1	そういうわけではないが、代表的という意味で主開口部からの眺望を選んだ次第である。
持田会長	道路上から歩いて見た景色も大事だと思うが。
事業者1	もちろん大事だ。
持田会長	寺岡地区の住民から要望がなければ予測地点を追加しないということになるのは少し気になる。
	他に意見はないか。
森田委員	前回の審査会で私が指摘した交通量に関する対応方針（資料1-1の2ページ）については承知した。
	話は変わるが、計画地内に高圧の送電線はあるのか。高圧の送電線があれば、送電線の位置に配慮したレイアウトが検討されると思ったが如何か。
事業者1	周辺に変電所等は存在するが、計画地内に送電線はない。
森田委員	了解した。
持田会長	他に意見はないか。
西條委員	水質・水象に関し、資料1-1の6ページにおいて、供用後の雨水排水はすべて調整池に放流する計画である旨が示されている。つまり、計画地内が全て舗装されることにより、宅地内や道路に降った雨はすべて調整池の方に流れてしまい、地下水への影響が生じるのではないか。実際に市街地では、雨水が下水処理された結果、井戸水が枯れてしまった等という話をよく耳にする。
事業者1	方法書4-24ページをご覧いただきたい。表4-2-14に水象に関する予測方法を示しているが、ご指摘いただいた点については、予測内容の1.の上から2番目の「雨水流出係数の変化」として予測することとしている。現在計画地は丘陵地であるが、本事業によって宅地、道路、公園等へと改変することにより、雨水流出係数が変わり、雨水の地下浸透量が変わることが

	想定されるため、工事が完了した時期を対象として雨水流出係数の変化を予測し、その中でご指摘に対する検討をしていきたいと考えている。
持田会長	雨水流出係数や雨水浸透量に関し、騒音の様に明確にいくつまでなら大丈夫という基準はないのか。
事業者1	知る限りでは、基準はないと承知している。
持田会長	事業者として実行可能な範囲で、最大限の回避・低減が図られているかを判断するということか。
風間委員	確かに計画地内の雨水流出係数は大きくなると思われるが、下流域での洪水に対する懸念という観点であれば、最終的には調整池で調整されるので問題ないという考え方だと思われる。
持田会長	その辺りは、予測結果を見て議論するということでよろしいか。
風間委員	はい。
森田委員	北側の都市計画道路は、残置するという北側の沢部に配慮して、平成12年時の計画から、このように迂回する形に変更したということか。
事業者1	方法書の1-8ページと1-9ページを見比べていただきたい。都市計画道路の形状を見直した大きな理由としては、今お話をあった北側の沢部も含めた計画地中央の尾根の大部分を自然縁地として保全するためである。
森田委員	了解した。都市計画の変更はこれからか。
事業者1	これからである。
西條委員	地形・地質にお聞きしたい。資料1-1の9ページの対応方針において、宅地を販売する際には、切土・盛土の情報をこれまでと同様に事前に説明していく旨の記述がある。泉パークタウンの既存宅地では、切土・盛土の接点で東日本大震災による被害は出なかったのか。
事業者1	東日本大震災による被害が皆無だったとは言わないが、泉パークタウン内では、地震による被害は比較的小さかったという評価はいただいている。
持田会長	他に質問・意見はないか。それでは、続いて答申案について事務局から説明をお願いする。
事務局	(資料1-2について説明)
持田会長	ただいま説明された答申案に対してご質問、ご意見をお願いする。
松木委員	資料1-1にも関連するが、先ほど事業者からは、埋め立てる沢部で希少な植物等が確認され、北側の沢部が移植に適した環境でなかった場合は、代替案として計画地外の社有地に移植することを検討するという説明があった。その場合、元の生育場所からかなり離れた場所に移植することになると思うが、やはり元の生育場所の近くに移植することが望ましい。移植に一番適していると思われる場所は、資料1-1の35ページの地図で言えば青い丸で囲って90と書いてある場所である。この場所は、埋め立てられる沢と同

	じ南斜面であり、上流側に開放水面もある。また、平成12年の現地調査結果ではサクラソウ等貴重な植物も確認されている。計画ではこの隣に公園が整備されるとのことだが、そのような理由から沢を活かした公園にすることができないのか。宅地部分が少し右にずれるので、宅地面積が減ってしまう可能性はあると思うが、沢部をこのまま残せないか、もう一度再確認する次第である。
事業者1	ご指摘の35ページの図の細部を説明すると、青色の数字が現況の地盤の高さを、ピンク色の数字が造成計画後の地盤の高さを示している。今お話をあった沢部に関しては、青色の数字が80, 90, 100, 110, 120と、北側に向かって現況の地盤がだんだん高くなっている、他方、ピンク色の数字で示した造成計画では、一番南側は97となっており、北側に向かう道路はそこから120までだんだん高くなる。この道路の中間あたりの青色とピンク色の数字が110と示した地点で、現況地盤高と造成計画後の地盤高が一致し、切り盛りが0になる。つまり、その地点から南側については、最大で17メートル程度は盛土をして、道路を作る計画だ。ご意見のあったこの道路の西側の細長い公園についても、若干の高低差はあるが、道路とほぼ同じような高さになり、ご指摘の沢部が現在の地形で残るような計画にはなっていない。
松木委員	沢部を残すために、その道路を東もしくは西にずらすのは難しいのか。
事業者1	造成における全体の切土・盛土のバランスを確保することを考えると、この道路の位置を動かすことは難しいと言わざるを得ない。
松木委員	道路を東にずらすことができれば理想的だ。どうしても難しいのか。
事業者1	繰り返しになるが、宅地造成区域内で切土・盛土のバランスをとるため、ご指摘の沢部が、高い山を切った土を持っていく先になっている。ご意見のとおり道路の位置をずらせば確かに沢部は残るもの、切土を持っていく先がなくなる。
持田会長	切土と盛土に関し、沢部を埋めてまでバランスを取らなければいけないのかという問題だ。
横山委員	松木委員のご指摘は、南側の沢部を残して、北側の沢部を埋めろということか。
松木委員	北側を埋めていいと言うわけではないが、どちらかと言えば、貴重な植物や動物が残っている埋められる予定の沢の環境に近い南側を残した方が良いと思う。自然とのふれあいを重視している住宅地なのであれば、そういう沢が残っているのは非常に大きな特徴になるので、そこを売りにしたらいいのではないかと思う
持田会長	切土、盛土でバランスを取ることは大事なことなのか。土木側の専門家で

	ある山口委員の意見を伺いたい。
山口委員	私としては、切土を域内で盛土として使用しないと、その土は産業廃棄物として処分しなくてはならず、それはそれで環境によくないと考える。他方、その沢が本当に他のものに代え難い貴重な沢なのか、あるいは、貴重だが他にも似たような環境があって、そこが例え埋め立てられたとしても、他では何とか環境を維持できるか、というようなバランスの問題もあると思う。例えば、天然記念物のような貴重な植物があるのであれば、沢を埋め立てるのはやめた方がいいだろう。
持田会長	切土・盛土のバランスの話だけであれば、北側の沢を埋めればいいという話もあるかもしれないが、実際はそれだけではないだろう。
横山委員	松木先生に大変申し訳ないが、問題の沢を残せたとしても、周辺のナラ林などは大部分が伐採されてしまい宅地化され、沢だけが孤立して残った状況で、沢にいた生き物がきちんと残るのかは疑問を感じざるを得ない。沢の周りは宅地化され、かなり開けた状況になれば、元の沢の環境から激変することになると思う。
松木委員	確かにそのとおりだ。そのために、沢を活かした公園にすると良いのではと考えた次第である。
横山委員	沢の周りの森林も沢と一体としてある程度の幅をもって残せるのであれば、沢を残す意味もあると思うが、そうでないのであれば果たしてどれほど意味があるかは疑問だ。
西條委員	計画図面を見る限りは、道路の位置をかなりずらさなければならない。
事業者1	松木委員が、貴重な植物を元の沢からかなり離れたところに移植をしてしまうのではないかと指摘された点に関し、現在検討している場所は、計画地からあまり離れていない弊社の所有地内であり、5月以降、実際に移植に適しているか調査する予定である。具体的には、方法書1－2ページの航空写真をご覧いただきたいが、計画地の北側辺りを検討している。この場所は、現在市街化調整区域であり、都市計画上は市街化できないとされている土地である。全くかけ離れた環境に移植するということは考えていない。
永幡委員	そこが開発されることはないという理解でよろしいか。
事業者1	未来永劫開発されないと保証はできないが、現在、開発予定はない。
横山委員	脅すわけではないが、サクラソウの移植はかなり難しい。ただ単に沢に移植すればいいというものではない。松木委員が南側にこだわっているのは、サクラソウは日当たりがものすごく重要な植物であり、特に季節で日当たりが変化するというのがサクラソウにとって重要であるため、北側に移植しても成功しないのではと危惧するからである。5月に予定されている調査で、真剣にお持ちの土地の中から最適の場所を決めていただかないと、ほれ見た

	ことかということになりかねるので、そこは重々承知願いたい。
持田会長	南側を向いた斜面と、東側を向いた斜面では大きく環境が変わってしまう。答申案で本件に関係があるのは個別事項の（7）になると思うが、そこに何か加筆すべきかどうか考えたい。
	まず松木委員が言及していた、南の沢の保存は、計画をかなり大きく変えないことには、沢だけ残してもちょっとちぐはぐな状況ができてしまうので、かなり計画の根本的なところに立ち返って変更しなくてはいけなくなる。それは難しいとして、北の沢に移植できなかった時の措置等に対して、（7）の文言以上に何かもう少し書いた方がいいかという議論でよろしいか。
松木委員	（7）に北側の沢とか具体的な場所の記載はないが、先ほど横山委員が指摘したように、無理矢理北側に移せばいいということではなくて、本当に適地と思われるところを探す必要があるということをわかるような形にしてほしい。適地でないのに北側の沢に移すのではなく、域外の場所であっても本当に最適の場所を精査してほしい、そういうことがわかる文章にできれば最善である。
環境局次長	北側の沢部のことをあえて答申として触れていないのは、趣旨として最適などころを模索してほしい、最適な環境保全の措置を検討していただきたいという趣旨である。
持田会長	適切な環境保全措置と言えば、大抵のことはガバーされるが、もう少し具体的に、「適切な」を「最適な」にするのはどうか。
松木委員	計画地域外も含めてということも書いていただきたい。
持田会長	「最適な」というのが、今の南側の沢になるべく近い環境をという意味であることを踏まえた上で、文言的には、「適切な」が「最適な」に変わり、かつ「域外を含め」という言葉を追加するということでいいか。
松木委員	はい。
環境局次長	「計画地域外を含め、最適な環境保全措置を検討」
事業者1	「計画地域内、域外も含め最適な環境保全措置を検討」
松木委員	そうですね、内外がいいかと思う。
事業者1	まずは計画地内。それで、域外も含めてというのが現実的かと思う。
松木委員	それでいいと思う。
持田会長	あとで駄目でしたということにならないよう、移植が成功するように努力いただくようぜひお願いしますということか。
事務局	そうすると、個別事項（7）については、「現地調査結果に応じて計画地以外を含め、最適な環境保全措置を検討し、その検討経緯と合わせて」と続けてよろしいか。
持田会長	まずは、計画地内が優先される。

事業者1	現地調査結果に応じて、計画地内に加えて区域外も含めた地域で最適な環境保全場所を探すことになる。
永幡委員	「地域内または地域外の環境保全措置」にするのは、若干違和感がある。
環境局次長	おそらく事業者さんとしては、現地調査結果に応じて、まずは計画地内、次いで計画地以外を探すということだ。
持田会長	計画地外も含めたと書けば、計画地内はもう自明だ。
永幡委員	「含めた」という表現は域内を当然入れていることが前提か。
事業者1	はい。
環境局次長	それでは、「現地調査結果に応じて、計画地以外を含め最適な環境保全措置を検討」でよろしいか。
持田会長	環境保全措置をとる上で、計画地外というのが許容されるのかというのひっかかる。
事務局	計画地以外も現地調査していただきて、それに従ってという意味で「計画地以外も含めた現地調査結果に応じて最適な環境保全措置」としてはいかが。沢に関する環境保全措置で計画地外も対象にせよということか。
持田会長	計画地以外の場所が移植地として最適かどうか現地調査が行われる。
事務局	計画地内の環境保全措置のための場所として、計画地外も考えなさいということだが、計画地外のどこかで問題が見つかった場合にも環境保全措置をしなさいという意味にとらえられないか。
持田会長	計画地外も含めた現地調査結果に応じて最適な環境保全措置」としてはいかが。
事務局	代償措置は、そこが適地であり、事業者がしっかりと管理ができるのであれば、計画地内外にこだわるものではない。計画地外も含めてと入れることに引っかかりがあるのであれば、特に明記しなければならないものではないと思う。
松木委員	「最適な」という言葉で、計画地外での環境保全措置も含まれているということだ。
永幡委員	1点確認したいが、「現地調査結果に応じて」の現地調査とは、希少な植物や水生動物の確認のための調査を指すのか。それを持っていく場所を考えることは、この現地調査には入っていないのか。
事務局	移植先の検討は、「環境保全措置」に含まれる。
	平成12年の調査結果によって、希少な動植物がある場所は、ある程度判明しているが、実際の調査はこれからである。例えば、南側の沢にサクラソウを含めて貴重な植物が現存するかは、現時点ではまだ分かっておらず、これらの調査で判明する。これから行う現地調査の結果を踏まえて、環境保全措置をきちんとと考えなさいというのがこの答申の趣旨である。
永幡委員	誰が読んでも、皆そのように理解すると。
事務局	方法書の段階であることから、そのことは自明である。

持田会長	議論を踏まえ、元に戻して「現地調査結果に応じて最適な環境保全措置を検討し」としたい。今回いろいろ議論された結果この結論に至ったこと、計画地内への移植が難しければ、計画地近辺の事業者の所有地が候補地として検討されているということが議事録には残ったことでいかがか。よろしければ、他に意見はないか。
永幡委員	2点ある。まず、個別事項（2）の騒音に関して、環境コミュニケーションツールという言葉が今の位置に入ってしまうと、等価騒音レベルだけがコミュニケーションツールとして重要であるかのように読めてしまうので、この言葉の位置を変えてほしいというのが1点目である。
持田会長	具体的な案はあるか。
永幡委員	「周辺住民との環境コミュニケーションの観点から、時間率騒音レベルに加え、等価騒音レベルも予測するよう求める」とするのが分かりやすいと思う。
持田会長	それでいかがか。
事務局	はい。
永幡委員	それではお願いしたい。
持田会長	2点目は、（6）の2行目の後半部分、「土砂災害対策に関し、自然環境や景観への影響に配慮しつつも、常に最新の基準等の情報収取の上、慎重に検討するように求めるべきである」とあるが、「常に最新の基準等の情報収集の上、自然環境や景観への影響に配慮しつつ、検討する」という順番にすべきではないか。さらに、「も」は取った方がいいのではないか。
持田会長	ここで永幡委員の言いたいことは、土壤環境で大事なのは、自然環境や景観への影響に配慮することよりも、最新の情報を見て、土砂災害の危険を未然に回避するようにということか。であるならば、「も」がない方がいいか。もし問題がなければ、「常に最新の基準等の情報を収集の上」を、「自然環境や景観」の前に移し、かつ「も」を取るということでよろしいか。
事務局	はい。
持田会長	他に意見、質問はないか。
森田委員	先刻の審議で十分確認できなかったが、北側の都市計画道路に関し、自然環境への配慮をされたきっかけは何か。どこからか要請された結果か。
事業者1	自然環境への配慮は、北側の都市計画道路を変更した唯一の理由ではなく、いくつかあるうちの一つである。
森田委員	承知した。他にどういった理由があるのか。
事業者1	他には、経済性の問題がある。保全した場所は険しく山が切り立っており、その部分を削ったら切土が発生し、造成コストが上がる。他方、削れば住宅地全体の宅地数が過剰になる。そのバランスをとった結果でもある。

森田委員	様々な要因の結果、この形になった訳か。
事業者1	その通りである。
森田委員	外部からの要請はどうか。
事業者1	特に外部からの要請はない。
森田委員	これは市の都市計画を変更する提案となるが、仙台市の都市計画の部局と調整はしているのか。
事業者1	今後、都市計画に関する具体的な協議が進められる予定である。
森田委員	都市計画審議会も法定審議会であるが、この環境影響評価審査会での議論との整合性については問題ないのか。
持田会長	事業者の計画自体が、決定された都市計画の内容と異なる。我々は、事業者が提示した計画を基に、環境アセスメントに関する議論をしている。まずは環境影響評価の審査を通ったら、次は都市計画審議会の方をどうするかという話ではないか。
事業者1	仙台市の都市整備部局とは、この事業計画についての事前協議は進めており、ご指摘のあった都市計画道路に関してより具体的な協議が今後進められる予定である。
森田委員	まだ、交通ネットワークの計算も出していないということか。
事業者1	道路交通量等のデータを今収集しているところである。
森田委員	承知した。
持田会長	行政の仕組みとして、環境影響評価審査会が先に議論されるということで良いか。
事業者1	手続き上はそうである。
持田会長	とりあえずは、承知した。
	最後に私から、個別事項の（1）の「本事業により、自然緑地がアスファルトやコンクリートで覆われる」というところで、事業地内にコンクリートで覆われる場所はあるのか
事業者1	擁壁がコンクリートである。
持田会長	住宅地で「アスファルトやコンクリートで覆われる」という表現は少々大きさかなと思った。また、気温上昇の原因としては、道路交通量が増える方が大きいと思う。擁壁があるのであれば、「アスファルトやコンクリートで覆われる」を残してもいいと思うが、土地被覆の変化だけではなく、交通量の変化を盛り込んだ方がいいのではないか。
森田委員	アスファルトもコンクリートの一種なので、「アスファルトやコンクリート」と記載するのはおかしい。
事務局	そうすると、「自然緑地がアスファルト等で覆われることや交通量の変化により」とすることによろしいか。

持田会長	「交通量の変化」よりは「交通量の増加」の方がいいと思う。
事務局	「交通量の増加等により」とするか、それとも「増加」だけにするか。
持田会長	住宅からの排熱もあるので、「交通量等の増加により」でお願いしたい。
事務局	承知した。
持田会長	それでは、時間の都合もあるので、本日のご指摘をもとに新しい案を作成していただき、最終的な文面等の調整については、私と永幡副会長にお任せ頂くことよろしいか。
(審議 2)	→ (各委員了承)
持田会長	次に審議事項2の「仙台貨物ターミナル駅移転計画環境影響評価方法書について」に入る。今回は2回目の審議となり、前回の審査会以降の指摘事項に対する事業者の対応方針を伺った上でさらに審議を重ねる。次回は答申案の審議を行う予定である。
事務局	資料説明の前に、事務局から方法書に対する意見書の提出状況について申し上げる。意見書の提出期間は、4月20日（月）までとなっており、意見書の提出が2件あったと事業者から報告があった。
事業者 2	前回審査会以降の指摘事項と対応方針並びに、市民からの意見及び事業者の見解については、事業者さんから説明していただく。
持田会長	（資料2、当日配布資料について説明）
永幡委員	ただいまの説明に対して、委員の皆様からご質問・ご意見等をお願いする。
事業者 2	騒音について1点確認したいが、現駅では、夜間も作業を行っているという認識で良いか。
永幡委員	貨物列車は基本的に24時間体制で動いているので、夜も作業をしている。
森田委員	わかった。夜間も作業騒音が出ているのであれば、確かに、資料2の4ページの対応方針に示された通り、新駅供用後の宮城野原の騒音レベルは現状より小さくなると想定される。
事業者 2	現駅に出入りする交通量が、そのまま移転先に移ることになると思うが、現駅に出入りする交通量はどのくらいなのか。
永幡委員	データを持ち合わせていないので、確認し後日ご報告したい。なお、取扱量の約半分は、列車から列車への載せ替えであるため、駅を出入りするのは、取扱量の半分程度だと思う。
森田委員	運送会社やJR貨物のトラックなどが輸送するのか。
事業者 2	我々JR貨物は、基本的にレール上ののみの輸送である。駅に出入りするトラックは貨物利用運送事業者、いわゆる通運のトラックである。
森田委員	駅を出入りするトラックの台数のデータがないと予測のしようがないので、調査が必要だ。また、調査は1日辺り何台かということだけでなく、時

	間帯や、曜日、季節によって貨物の取扱量の変化があるのであれば、それらの変化も把握できるようにしておいて欲しいと思う。
事業者2 森田委員	わかった。 交通に関連し、資料2の1ページのNo.3について、対応方針に「今後の関係機関との調整結果に応じて、ご指摘を踏まえながら、予測範囲及び予測条件を改めて検討する。」とあるが、その結果はいつ頃わかるのか。
事業者2 森田委員	方法書に現時点での予測範囲及び予測地点、例えば騒音・振動の予測地点は4-20ページに載せているが、おそらく予測地点は変わらないんだろうと考えている。ただし、道路の切回しの部分や幅員等については、今後の関係機関との調整で決定していくことになる。
事業者2 山崎委員	対応方針には、指摘を踏まえ予測地点及び予測条件を改めて検討する、とあるが、実際には関係機関との調整を踏まえても変わるべきではないということが良いか。
事業者2 山崎委員	絶対変わらないということではないが、今の計画でそのままいけば、おそらく変わらないだろうと考えている。
事業者2 山崎委員	前回欠席しているのでよく理解していない部分もあるが、今後、この事業のために、新しい道路ができるというような具体的な計画はあるのか。
事業者2 持田会長	駅ができると、そこで行き止まりになってしまふ道路が出てきて、基本的にその道路は一般の人は通れなくなる。現在、そのような道路を使って一般の幹線道路へトラックを出入りさせることを検討している。
事業者2 西條委員	現在示してある予測地点は、車両が通行する可能性のある地点を全て網羅するよう検討し設定した結果だという理解で良いか。
事業者2 持田会長	そうだ。 今のお答えと、資料2の対応方針の記載内容が違うのではないか。対応方針では、予測範囲及び予測地点を改めて検討するとあるが、予想地点は変わらないというお答えだった。
事業者2 森田委員	資料の記載が不適切であった。失礼しました。 現在の計画ではトラックの具体的なルート設定が見えてこない。現状においても計画地周辺の道路はどの方向も渋滞している。そこに貨物駅に出入りするトラックの交通量が相当程度加わることになる。そのことを考えると、現在の調査・予測地点1~5番では対応しきれないよう思うがいかがか。
事業者2 持田会長	具体的な計画がまだ決まっていないのだから、予測地点はもう動かしませんというのではなく、計画が具体化したら、渋滞しそうな場所等を狙って調査・予測地点をもう少し検討しなければいけないのではないかというご意見だ。
事業者2 森田委員	駅の規模が変わらなければ、発生・集中交通量は現駅と変わらないとは思

	<p>うが、やはり交差点への影響等はあると思う。この事業のために、道路を一本新しく作るというような大きな対策でなくとも、例えばレーンの設定や、信号の現示でかなり影響を緩和できる部分もあると思うので、その辺りの検討もしていただくと良いと思う。</p>
事業者2	<p>現在、計画地の南東側にトラックの出入口を1箇所設けることで検討している。複数出入口を設ける計画は考えていない。その出入口をどのように幹線道路に取り付けるのか、またそれに伴いどのように交通量が変化するのかについて今後検討していく。</p>
西條委員	<p>利府街道（仙台松島線）や、そこに直行する道路も結構渋滞しているので、これらの幹線道路にどのように取り付けるのかは重要だ。</p>
森田委員	<p>やはり詳細な図面が必要ではないか。あと、例えば小学校や住宅地等の配慮が必要な施設の位置等も考慮することが必要だ。</p>
事業者2	<p>例えば予測地点3番は、小学校、中学校が付近にあることを念頭に設定をしている。出入口は南東側1か所と言ったが、そのことも踏まえ、通行する可能性のある箇所は全て網掛けし、予測地点として現在5地点を設定している状況である。実際には、通行する場所は限定されてくると考えており、例えば、計画地北西側の踏切を大型トラックがまたいで通行することはないと想定している。</p>
事業者2	<p>それから、JR東北本線があるため、トラックが利府街道に直接出入りすることもない。</p>
森田委員	<p>方法書について議論している訳なので、そういう条件についても検討した内容は詳細に示して欲しいと思う。</p>
持田会長	<p>決まっていないものは仕方がない。現時点では、予測地点として、この5地点を想定しているということだ。計画が具体的にみえてきたら、色々ご意見をいただくということでよろしいか。</p>
横山委員	<p>それでは他に。</p> <p>資料2の6ページ、動物に関して、猛禽類も確認されているので調査範囲を広げてはどうか、という指摘に対して、計画地内には猛禽類の営巣木となりうる樹木がないため、調査範囲はこのままで良いという回答だが、猛禽類の営巣を念頭において猛禽調査をして欲しいと言っている訳ではないと思う。例えば冬季、越冬地での、餌を探す個体を想定しているのではないかと思うので、営巣木がないので、サギ類の確認を念頭に置き調査範囲を設定したというのはあまり回答になっていない気がする。記載方法について検討して欲しい。</p>
事業者2	<p>はい。</p>
森田委員	<p>当日配布資料としてご紹介いただいた市民意見についてだが、確かにもつ</p>

	<p>ともな意見だと思う。</p> <p>1つ目の意見に対して、この場所を選定した理由はここで全て言い尽くしているということで良いか。例えば、他にも候補地があったかどうか等、そういう経緯をお聞きしたい。</p>
事業者2	<p>住宅が周辺に沢山あると住民の方にもご迷惑をかけるので、住宅地とある程度の離隔が確保できること、20ha規模の平坦な面積が確保できることを考慮した。また、お客様が利用する観点から、ある程度現在の駅に近いところということでこの場所を選定した。</p>
森田委員	そのような候補地はここしかなかったということか。
事業者2	はい。
森田委員	何とかこの場所で実施できるよう、環境影響を最小にするということか。
事業者2	はい。
持田会長	意見を見ると、ここは既に騒音レベルが高い場所であるようだ。
事業者2	<p>1つのご意見の方は、東北本線の非常に近くにお住まいなのかもしれない。2つのご意見の方は、計画地の西側の新幹線と在来線が分かれるところに我々が仙台総合鉄道部と呼んでいる機関車の車庫があるのだが、そこの近隣の方だと思われる。仙台総合鉄道部は貨物駅とは別のもので、かつて長町にあったのだが、あすと長町の開発に伴い現在の場所に移転させた経緯がある。ここは、線路の反対側にかなり住宅があるため、機関車を停める際のブレーキ音や汽笛等の音がうるさいと移転当時からご指摘をいただいている。現在、汽笛を省略したり、プロアモーターの音もすぐに切れるようにしたりというような対策を行い、以前に比べればご理解をいただけている状況かと思っている。</p>
持田会長	<p>よろしいか。それでは、追加の質問、ご意見等があれば後ほど事務局に提出をお願いする。次回は事務局に答申案を用意していただき、それをもとに議論していただきたいと考えている。</p> <p>それでは、次第4の事務連絡に移る。事務局からお願いしたい。</p>
事務局	<p>【次第4 事務連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追加意見の聴取 本日審議した事業について追加意見 5月8日（金）夕方5時まで</li> <li>・次回審査会日時 平成27年6月8日(月)15:30～</li> <li>予定案件 仙台貨物ターミナル駅移転計画環境影響評価方法書（第3回）</li> </ul>
事務局	【次第5 その他】 特になし
事務局	【次第6 閉会】

《審査会終了》

平成27年 7月13日

仙台市環境影響評価審査会会长

氏名 手嶋 仁

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名 山口 昌